账

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 力

 一丁目2番20号
 発
 行

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次		
規則		ページ
◎高知県行政組織規則の一部を改正する	規則	2
◎高知県事務処理規則の一部を改正する	規則	2
◎高知県土地基本条例施行規則の一部を	改正する規則	3
告 示		
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者	<u>.</u>	
の氏名の変更の届出	(会計管理課)	10
公 告		
○公印の改刻	(文書情報課)	10
○採石業務管理者試験の実施	(工業振興課)	11
高知県選挙管理委員会告示		
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の	事務の執行に関	
し、監査の請求をする場合の選挙権を	すする者の総数	t
の50分の 1 の数	〈7・17掲示〉	11
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の	解職の請求をす	-
る場合の選挙権を有する者の必要な数	ζ ⟨ ν	11
◎高知県議会議員の解職の請求をする場	合の各選挙区に	_
おける選挙権を有する者の総数の3分	01の数	
	< "J" >	11
高知県人事委員会規則		
◎職員の給与の支給等に関する規則の−	·部を改正する規	₹
則		11
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に	関する規則の-	-
部を改正する規則		11
◎管理職員等の範囲を定める規則の一部	3を改正する規則	IJ 12
高知県人事委員会告示		
◎給料表別級別職務区分表の一部改正		12
入札公告		
○一般競争入札(災害用真空包装毛布の)	
購入)の公告	(総務事務セ	
	ンター)	12
落札公告		
○落札者等の公告	(医療政策課)	13
\bigcirc $"$	(教育委員会	
	事務局高等	
	学校課)	13
その他		

○地方公務員等共済組合法による平成25 年度決算の要旨	(市町村振興課)	14

账

規 則

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年8月1日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県規則第81号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)の一部を次のように改正する。 第301条第2項の表中

を

企業立地推進監	企業立地に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮 監督する。
畜産振興監	試験研究から生産、流通及び販売に至る一貫した畜産振興並びに 獣医師職員の確保に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職 員を指揮監督する。

に改める。

第303条第1項の表中

「企業立地推進監(商工労働部に限る。)」

Ż

「企業立地推進監(商工労働部に限る。)

畜産振興監(農業振興部に限る。) 」

に改める。 **附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年8月1日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県規則第82号

を

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則(平成15年高知県規則第44号)の一部を次のように改正する。 第 3 条の 3 の表中

企業立地推進監	企業立地に関する事務
---------	------------

に改める。

別表第1備考3中「企業立地推進監」を「企業立地推進監、畜産振興監」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

Ο.

高知県土地基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年8月1日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県規則第83号

高知県土地基本条例施行規則の一部を改正する規則

高知県土地基本条例施行規則(平成14年高知県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条」を「第26条並びに別表第1」に改める。 第2条第1号中「付替え」を「付け替え」に改める。

第4条第1項第5号を削り、同項第6号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に、「団体と」を「団体であると」に改め、同号を同項第5号とし、同条第2項中「で定める」を「で定める公共の利益となる」に、「すべてに」を「全てに」に改め、同項第6号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に、「開発行為と」を「開発行為であると」に改める。

第5条第2項第1号中「定款又は寄附行為」を「定款等」に改め、同項第3号中「(縮尺50,000分の1以上)」を「(縮尺5万分の1以上)」に改め、同項第4号中「第14条第1項に規定する」を「第14条第1項の」に改め、同項第13号中「その他知事が必要と」を「前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると」に改め、同条第4項中「正本1部及び副本1部」を「正本及び副本各1部」に改める。

第6条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。

第7条の見出しを「(議事録の作成)」に改める。

第8条の見出し中「報告」を「報告手続」に改め、同条中「第18条第7項の」を「第18条第7項の規定による」に改める。

第9条第1項中「応じ、」を「応じ、それぞれ」に改め、同条第2項中「すべての」を「全ての」に改め、同条第3項中「応じ、」を「応じ、それぞれ」に改め、同項第2号中「の規定による開発行為」を「に規定する開発行為の許可」に改め、同項第3号中「採石技術指導基準書(平成10年版)」を「採石技術指導基準書(平成15年版)」に改める。

第10条の前の見出し中「命令」を「命令をする場合の審査の内容等」に改め、同条中「別表第1のとおり」を「別表第1に定めるとおり」に改める。

第11条第1項中「応じ、」を「応じ、それぞれ」に改め、同条第2項中「すべての」を「全ての」に改め、同条第3項中「応じ、」を「応じ、それぞれ」に改め、同項第2号中「の規定による開発行為」を「に規定する開発行為の許可」に改め、同項第3号中「採石技術指導基準書(平成10年版)」を「採石技術指導基準書(平成15年版)」に改め、同条第4項中「すべての」を「全ての」に改める。

第12条の見出し中「届出」を「届出手続」に改め、同条第2項第2号中「その他」を「前号に掲げるもののほか、」に改める。

第13条の見出し中「変更」を「変更の協議が必要な場合等」に 改め、同条第1項中「第24条第4項に規定する」を「第24条第4 項の」に改め、同条第2項中「第24条第5項に規定する」を「第 24条第5項の」に改め、同条第3項中「第24条第8項に規定する」を「第 3」を「第24条第8項の」に改める。

第14条の見出し中「提出」を「提出手続」に改め、同条第2項中「第5条第2項」を「第5条第2項各号」に改め、同条第4項中「正本1部及び副本1部」を「正本及び副本各1部」に改める。

第15条の見出し中「提出」を「提出手続」に改め、同条第2項中「第5条第2項」を「第5条第2項各号」に改める。

第16条の見出し中「届出等」を「届出手続等」に改める。

第17条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。

第18条の見出し中「実施計画」を「実施計画の提出手続」に改める。

第19条の見出し、第20条の見出し及び第21条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。

第22条の見出し中「届出及び完了の確認」を「届出手続等」に改め、同条第2項中「前項の規定による」を「前項の」に改める

第23条の見出し中「報告」を「報告手続」に改め、同条第1項中「及び第2項」を削り、「、別記第15号様式」を「別記第15号様式により、同条第2項の規定による報告は別記第16号様式」に改める。

第24条中「別記第16号様式」を「別記第17号様式」に改める。 第25条の見出しを「(公表の方法)」に改め、同条中「適当 と」を「適当であると」に改める。

第26条の見出し中「との関係」を「の名称の告示」に改める。 第27条第7号中「規定により」を「規定により勧告の内容等 を」に改め、同条第9号中「第4条第1項第7号」を「第4条第 1項第5号」に、「団体と」を「団体であると」に改め、同条第 10号中「第4条第2項第5号」を「第4条第2項第6号」に、 「開発行為と」を「開発行為であると」に改める。

第28条中「に対し」を「に対して」に、「別表第2のとおり」を「別表第2に定めるとおり」に改める。

第29条の見出しを「(委任)」に改める。

別表第1中「開発行為をする場合」を「開発行為をする場合で」に、「を有する」を「を有して、」に、「データに基づく」を「データに基づき、」に改める。

別表第2中「第18条第4項の規定により」を「第18条第4項の 規定に基づき」に、「第18条第6項の規定により」を「第18条第 6項の規定に基づき」に、「第20条第1項又は第2項の規定によ り」を「第20条第1項又は第2項の規定に基づき」に、「同条第 7項」を「同条第7項ただし書」に、「準用する場合を含む。)の規定により」を「読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき」に、「同条第3項の規定により」を「同条第3項の規定に基づき」に、「第36条の規定により」を「第36条の規定に基づき」に、「第38条第1項の規定により」を「第38条第1項の規定に基づき」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

دی

別記

第1号様式(第5条関係)

(協議後) 開発計画書

年 月 日

高知県知事 様

事業者 住所

(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏名

(EII)

(法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名) 電話番号

高知県土地基本条例第17条第1項(第2項)及び第3項(第21条第1項及び第2項)の規定により、次のとおり関係図書を添えて(協議を経た)開発計画を提出します(届け出ます)。

開発計画の名称							
開発行為の目的又 は開発行為を必要 とする理由							
開発区域の位置							
開発区域の面積			実測	・ 概測			
		私有地			公有地		
	地目	面積	割合	地目	面積	割合	
	宅地	m²	%	道路	m²	%	
	田	m²	%	水路	m²	%	
	畑	m²	%	山林	m²	%	
	山林	m²	%				
	雑種地	m²	%				
	その他	m²	%	その他	m²	%	
	計	m²	100%	計	m²	100%	
工事を請け負う者	氏名	(法人の場合は、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名)					

対する	或の土地に 去令の規定 指定等の状					
	或の土地に 権原取得等					
開発行え 選定した	為の場所を た理由					
開発計 画の概	種別	区分		計画内容		備考
要(開発区域	道路					
内において予	用水					
定され る建築	排水					
物その施	防災施設					
設の概 要)	緑地					
	その他					
安全対策 対策の	策及び防災 既要					
	為の着手及 の予定年月	着手 完了		年 月 年 月	日日	
周辺の び希少動	或及びその 自然環境及 動植物の生 生育の状況					
	或及びその 歴史的文化 の状況					
開発区5	或周辺の公 の状況					
資	項目	初年度	2年度	3年度	4年度以降	合計
金計画投資資金		千円	千円	千円	千円	千円
	計					

資金内訳	自己資金 借入金等 (〇〇銀 行等)			
	計			

注 1 「開発計画の概要」欄は、次の表に掲げる事項について記入してください。

種別	区分	計画内容	備考
道路	幹線、支線、進入路 その他	幅員、延長、最急縦断勾配、最小半径、舗装(工種及び厚さ)その他	橋、トンネル等がある 場合は、その形式、 幅、延長その他、維持 管理の方法その他
用水	生活用水、農業用水、工業用水その他	形状、構造、延長、1日 最大必要量、取水量、水 源その他	計画方法その他
排水	雨水、生活汚水その 他	形状、構造、延長、排水 系統別面積、流量その他	流末処理、分流式又は 合流式の別その他
防災施設	砂防ダム _{あの} 調整池、 沈砂地、法面保護、 火災防止その他	能力、延長、幅、箇所数その他	その他必要な事項
緑地	自然緑地、人口緑 地、法面保護その他	長さ、幅、面積、箇所数その他	緑地総面積、開発区域 面積に対する比率その 他
その他	公害防止施設、清掃 施設、駐車場その他	公害の防止方法、清掃処 理方法、推定発生量、処 理量、施設の概要、能 力、面積その他	公害の発生原因その他

2 「開発計画の概要」欄の排水については、流量計算書を添えてください。

別記第5号様式を次のように改める。

辍

第5号様式 (第14条関係)

変更開発計画書

年 月 日

高知県知事 様

事業者 住所

(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

(法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名) 電話番号

高知県土地基本条例第24条第5項及び第6項(第25条第1項)の規定により、次のとおり関係図書を添えて変更開発計画を提出します。

開発計画の名称							
開発行為の目的又 は開発行為を必要 とする理由							
開発区域の位置							
開発区域の面積			実測	• 概測			
		私有地			公有地		
	地目	面積	割合	地目	面積	割合	
	宅地	m²	%	道路	m²	%	
	田	m²	%	水路	m²	%	
	畑	m²	%	山林	m²	%	
	山林	m²	%				
	雑種地	m²	%				
	その他	m²	%	その他	m²	%	
	計	m²	100%	計	m²	100%	
工事を請け負う者 又は請け負った者	氏名	(法人の場合は、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名)					

対する法	成の土地に 法令の規定 旨定等の状					
	成の土地に 権原取得等					
変更開	種別	区分		計画内容		備考
発計画 の概要 (開発	道路					
区域内におい	用水					
て予定される	排水					
建築物その他	防災施設					
の施設の概	緑地					
要)	その他					
変更の理	里由				· ·	
安全対策 対策の概	竞及び防災 既要					
	為の着手及)予定年月	着手 完了		年 年 月	日日	
周辺の自 び希少重	成及びその 目然環境及 が植物の生 上育の状況					
	成及びその 歴史的文化 O状況					
開発区域 共施設の	成周辺の公 0状況					
資	項目	初年度	2年度	3年度	4年度以降	合計
金計画 投資資金		千円	千円	千円	千円	千円
	計					

資金内訳	自己資金 借入金等 (〇〇銀 行等)			
	計			

注 1 「変更開発計画の概要」欄は、次の表に掲げる事項について記入してください。

種別	区分	計画内容	備考
道路	幹線、支線、進入路 その他	幅員、延長、最急縦断勾配、最小半径、舗装(工種及び厚さ)その他	橋、トンネル等がある 場合は、その形式、 幅、延長その他、維持 管理の方法その他
用水	生活用水、農業用水、工業用水その他	形状、構造、延長、1日 最大必要量、取水量、水 源その他	計画方法その他
排水	雨水、生活汚水その 他	形状、構造、延長、排水 系統別面積、流量その他	流末処理、分流式又は 合流式の別その他
防災施設	砂防ダム _{かの} 調整池、 沈砂地、法面保護、 火災防止その他	能力、延長、幅、箇所数その他	その他必要な事項
緑地	自然緑地、人口緑 地、法面保護その他	長さ、幅、面積、箇所数その他	緑地総面積、開発区域 面積に対する比率その 他
その 他	公害防止施設、清掃 施設、駐車場その他	公害の防止方法、清掃処理方法、推定発生量、処理量、施設の概要、能力、面積その他	公害の発生原因その他

2 「変更開発計画の概要」欄の排水については、流量計算書を添えてください。

別記第15号様式及び別記第16号様式を次のように改める。

足

第15号様式 (第23条関係)

開発行為状況報告書

年 月 日

高知県知事 様

事業者 住所

(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏夕

(EII)

(法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

年 月 日付けで協議後開発計画の届出をしました開発行為については、 長期にわたり着手 (再開) をしないので、高知県土地基本条例第35条第1項の規定により 次のとおり報告します。

開発計画の名称					
開発行為の着手又は 再開をしない理由					
着手又は再開の予定 時期		年	月	日	
着手又は再開の予定 時期までの作業計画	別添作業計画書のとおり				

第16号様式 (第23条関係)

開発行為状況再報告書

年 月 日

高知県知事 様

事業者 住所

(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

年 月 日付けで協議後開発計画の届出をしました開発行為については、 長期にわたり着手 (再開) をしない状況について 年 月 日付けで報告をしましたが、着手 (再開) の予定時期を経過したにもかかわらず、まだ開発行為の着手 (再開) をしていないので、高知県土地基本条例第35条第2項の規定により次のとおり報告します。

開発計画の名称					
開発行為の着手又は 再開をしていない理 由					
着手又は再開の予定 時期		年	月	日	
着手又は再開の予定 時期までの作業計画	別添作業計画書のとおり				

m

平成26年8

(裏面)

高知県土地基本条例(抜粋)

(報告等及び立入検査)

第37条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は当該事業者から工事を請け負った者(下請人を含む。以下「工事請負人」という。)に対し、必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、開発区域又は事業者若しくは工 事請負人の事務所に立ち入り、開発行為の実施の状況又は開発行為に関する図書その他の必要な 物件を検査させることができる。
- 3 前項の規定に基づき立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求のあったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

_

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第470号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成26年8月1日

高知県知事 尾﨑 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者 の職名及び氏名

(変更前) 高知市丸ノ内一丁目2番20号

一般社団法人高知県交通安全協会

会長 岡﨑 俊一

(変更後) 高知市丸ノ内一丁目2番20号

一般社団法人高知県交通安全協会

会長 川井 喜久博

2 変更年月日

平成26年6月19日

公 告

高知県公印規程(昭和41年9月高知県訓令第50号)第7条の規定により、改刻した公印を次のとおり公告する。

平成26年8月1日

高知県知事 尾﨑 正直

公印の種類	印影	用途	使用開始年月日
専用知事印	高知県周署四代憲統領	許可、認可、登 録、免許、命令、 検査、認定、承 諾、承認、裁定、 契約、不動産の登 記等	平成26年8月1日
II.	高州県町流東 日本 東京	II	II
II.	高州県高別高州県高州高州県山川高州県川県高州県川県高州県川県高州県川高田県田県田県田県田県田田県田田県田田県田田県田田県田田田県田田田田田田田田	II .	n .

採石法 (昭和25年法律第291号) 第32条の13第1項の規定によ り、採石業務管理者試験(以下「試験」という。)を次のとおり 行う。

平成26年8月1日

高知県知事 尾﨑 正直

試験の場所

高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール 2階会議室

2 試験の期日

平成26年10月10日(金)午前10時から正午まで

- 3 試験科目及び出題範囲
- (1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を 含te。)
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、 破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生 ずる湿状の岩石粉をいう。) の処理、廃土及び廃石の堆積並 びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)
- 4 受験手続

受験願書(採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号) 様式第9によるもの)に写真(手札形とし、受験願書提出前6 月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月 日、氏名及び年齢を記載したもの) 1枚を添えて提出するこ と。

5 受験願書等の提出期間

平成26年8月29日(金)から同年9月12日(金)まで(日曜 日及び土曜日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで の間に受け付ける。

なお、郵送による場合は、平成26年9月12日付けの消印のあ るものまで受け付ける。

6 受験願書等の提出先

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県商工労働部工業振興課

7 試験手数料

8,000円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納入する こと。)

_____ 選举管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第46号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づ く高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規 定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50 分の1の数は、12.504人である。

平成26年7月17日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第47号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づ く高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高 知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知 県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解 職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31年法律第162号) 第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員 会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のう ち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、170.865人である。

平成26年7月17日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第48号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づ く高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における 選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。 平成26年7月17日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	92,310人
室戸市、東洋町選挙区	5,351人
安芸市、芸西村選挙区	6,482人
南国市選挙区	13,152人
土佐市選挙区	7,944人
須崎市選挙区	6,542人
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,180人
土佐清水市選挙区	4,410人
四万十市選挙区	9,774人
香南市選挙区	9,231人
香美市選挙区	7,772人
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,355人
長岡郡、土佐郡選挙区	3,793人
吾川郡選挙区	8,994人
高岡郡選挙区	17,614人
黒潮町選挙区	3,498人

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成26年8月1日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第18号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会 規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表知事部局の項2種の欄中

「企業立地推進監」

「企業立地推進監

畜産振興監 |

に改める。

附則

この規則は、公布の目から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正 する規則をここに公布する。

······

平成26年8月1日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第19号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部 を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年高 知県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第19の1 大学卒の項中

職程修了

三 専門職学位課 学校教育法による専門職大学院専門 職学位課程の修了

な

程修了

- 三 専門職学位課 (1) 学校教育法による専門職大学 院専門職学位課程の修了
 - (2) 司法試験法(昭和24年法律第 140号) による司法試験予備試験 の合格

に改め、同表の1 大学卒の四 大学6卒の項(2)中「防衛医科 大学校」を「防衛医科大学校医学教育部医学科」に改め、同表の 1 大学卒の六 大学4卒の項(5)中「大学評価・学位授与機構 (」を「独立行政法人大学評価・学位授与機構(旧大学評価・学 位授与機構及び」に改め、同項中(21)を(22)とし、(20)を(21)と し、(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、(16)を (17) とし、(15) を(16) とし、(14) を(15) とし、(13) を(14) とし、 同項(12)中「(昭和24年法律第140号)」を削り、同項中(12)を $(13) \geq L$, $(11) \approx (12) \geq L$, $(10) \approx (11) \geq L$, $(9) \approx (10) \geq L$, (8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加え る。

(7) 防衛医科大学校医学教育部看護学科の卒業

別表第21備考9中「大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学評価・学位授与機構」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

平成26年8月1日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第20号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和45年高知県人事委員会規 則第34号)の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第7号

給料表別級別職務区分表(昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成26年8月1日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志 別表第1の7級の知事部局の項中

「企業立地推准監」

を

「企業立地推進監

畜産振興監 |

に改める。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般 競争入札に付する。

平成26年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入物品の名称及び数量

災害用真空包装毛布 16.860枚 (1箱10枚入り 1.686箱)

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

- (3) 購入物品の納入期限 平成27年3月2日
- (4) 購入物品の納入場所入札説明書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前 にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた 者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成24~26年度競争入札参加資格者 登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者である こと。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと又は告示第1の2の(9)に該当しないこと。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県会計管理局総務事務センター

電話番号088-823-9788

(2) 入札説明書の交付方法

平成26年8月1日(金)から同年9月11日(木)まで(日曜日及び十曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午

後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

アー日時

平成26年10月17日(金)午前10時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年 10月16日(木)午後5時までに(1)の交付場所に必着する こと。

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成26年9月11日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その 他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とす る。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

- (7) 契約書作成の要否
- (8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この

一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成26年9月11日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札 の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するととも に、当該事項を申し出ること。

- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。
- (10) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Details of items to be purchased: 16,860 vacuum packed emergency blankets (10 per box, 1,686 boxes total)
- (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Thursday 11 September 2014
- (3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Friday 17 October 2014
- (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Thursday 16 October 2014
- (5) Contact: General Affairs Center, Treasury Kochi Prefectural Government 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi, 780-8570 Japan

Tel: 088-823-9788

(6) Others: As in the tender documentation

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す ス

平成26年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 高知県救急医療・広域災害情報システム改修委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県健康政策部医療政策課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日 平成26年7月11日

- 4 落札者の氏名及び住所 国際航業株式会社高知営業所 高知市はりやま町三丁目3番 2号
- 5 落札金額

159, 753, 600円

- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日 平成26年5月30日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年8月1日

高知県教育長 田村 壯児

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
 - 一般校務用ノート型パソコン 1,625台
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県教育委員会事務局高等学校課 高知市丸ノ内一丁目7 番52号 高知県庁西庁舎2階
- 3 落札者を決定した日 平成26年7月3日
- 4 落札者の氏名及び住所 四国通建株式会社高知支店 高知市比島町二丁目 4番33号
- 5 落札金額

月額 1,734,318円

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日 平成26年5月23日

...

榖

割 6

損益計算書の要旨

板原 啓文 (単位:千円) 高知県市町村職員共済組合理事長

3, 169, 552 4, 819, 759 6, 898 1,30 1,20 1,00 1,00 2,100 2,100 2,100 2,100 1,10,055 2,100 2,100 1,00,046 13,598,561 2,01,20 2,01,20 1,10,051 2,01,20 2	L	公 世 公 世 公 世 公 世 公 世 公 世 公 世 公 世 公 世 公 世	何期	單	預針全管理	恭然	存健	佐泊	中全	· + 4	粉 烟
3, 169, 552 4, 819, 759 3, 169, 552 4, 819, 759 468, 990 64, 769 64, 769 7, 111, 623 13, 598, 561 7, 954 7, 111, 054 10, 102, 410 10, 363 10, 937 11, 103, 107 11, 108, 103 11, 109, 103 11, 109, 103 11, 109, 103 11, 109, 103 11, 100, 103 11, 103			(VAL)		JAH CHE II TH		¥ 5	Ī	71 15	ī(K S
3, 169, 552 4, 819, 759 122, 060 3, 169, 552 4, 819, 759 122, 060 463, 990 50, 898 130 183 548, 733 466, 769 50, 898 179, 317, 286, 131 321, 065 549, 288 7, 311, 623 13, 598, 561 50, 898 179, 317, 286, 131 321, 065 549, 288 7, 311, 623 13, 601, 363 11, 086 2, 956 1, 290 3, 605 7, 314, 623 1, 663 2, 966 1, 290 3, 605 1, 713, 057 1, 108 2, 965 1, 300 705, 561 1, 119, 515 1, 663 2, 965 1, 300 705, 561 20, 120 1, 663 2, 965 1, 300 705, 561 1, 713, 057 1, 119, 515 1, 300 705, 561 20, 120 20, 120 1, 300 705, 561 36 2, 965 1, 300 705, 561 1, 119, 515 20, 120 1, 300 705, 561 20, 120 20, 120 1, 300 705, 561 36 20, 808 1, 300 20, 410 640, 046 13, 598, 561 50, 898 10, 42, 279, 389 244, 866 903, 591 7, 111, 908 13, 26, 408 10, 472		負担金	3, 211, 312			108, 130	126,851				
3, 169, 552 4, 819, 759 122, 060 1, 169, 552 4, 819, 759 174, 277 463, 990 50, 898 130 183 548, 733 466, 769 20, 120 102, 410 56, 898 179, 317, 286, 131 321, 065 549, 298 7, 311, 623 13, 598, 561 50, 898 179, 317, 286, 131 321, 065 549, 298 3, 091, 363 11, 086 2, 966 1, 290 3, 606 4, 725 4, 725 4, 054 1, 713, 057 1, 163 2, 965 1, 300 705, 561 1, 119, 515 1, 119, 515 1, 119, 516 1, 300 705, 561 275, 980 20, 120 102, 410 102, 410 640, 046 13, 598, 561 50, 898 80, 277, 233, 794 132, 646 28, 707 473, 837 100, 285 11, 308, 561 50, 898, 167, 442, 866 903, 591		特定健康診査等収入					27, 100				
463, 990 50, 898 130 183 548, 733 466, 769 50, 898 130 183 548, 733 466, 769 20, 120 102, 410 56, 898 179, 317 286, 131 321, 065 549, 298 7, 311, 623 13, 598, 561 50, 898 179, 317 286, 131 321, 065 549, 298 3, 091, 363 11, 086 2, 966 1, 290 3, 605 1, 713, 057 1, 1663 2, 965 1, 787 4, 054 1, 119, 515 1, 119, 515 1, 180 7, 180 76, 561 1, 119, 516 1, 190 1, 190 102, 410 102, 410 275, 980 1, 186, 561 50, 898 80, 277 233, 794 102, 410 640, 046 13, 598, 561 50, 898 167, 442 132, 646 28, 707 473, 837 11, 190 11, 875 11, 875 11, 875 11, 875 11, 875 11, 875 11, 875 11, 875 11, 875 11, 875 11, 875 11, 875 11, 875 11, 875 11, 875 11, 875 11, 875 11, 875 11, 875		掛金	3, 169, 552				122,060				
463, 990 50, 898 130 183 548, 733 466, 769 50, 937 9, 937 44, 378 565 466, 769 20, 120 102, 410 56, 298 7, 311, 623 13, 598, 561 50, 898 179, 317 286, 131 321, 065 549, 298 3, 091, 363 74, 416 39, 674 8, 731 59, 254 1, 1, 086 2, 966 1, 290 3, 605 4, 725 3, 605 1, 77, 954 1, 663 2, 965 1, 30 705, 561 1, 713, 057 1, 119, 515 1, 300 705, 561 1, 119, 515 1, 663 2, 965 1, 30 705, 561 20, 120 20, 120 1, 663 2, 965 1, 30 705, 561 275, 980 275, 980 28, 30, 277 233, 794 132, 646 28, 707 473, 837 26, 898 10, 410 2640, 046 13, 598, 561 50, 898 107, 410 7, 411, 908 13, 598, 561 50, 898 10, 442, 279, 389 244, 886 90, 591		施設収入・商品売上						174, 277			8, 175
463,990 50,898 130 183 548,733 466,769 20,120 102,410 565 7,311,623 13,598,561 50,898 179,317 286,131 321,065 549,298 3,091,363 74,416 39,674 8,731 59,254 11,086 2,956 1,290 3,605 1,77,954 1,663 2,965 1,290 705,561 1,713,057 1,663 2,965 1,178 4,054 1,119,515 1,663 2,965 1,200 705,561 1,119,515 1,663 2,965 1,178 4,054 1,119,515 1,663 2,965 1,178 4,054 1,119,515 1,663 2,965 1,20 705,561 20,120 2,664 2,965 1,20 705,561 20,120 2,666 2,965 1,20 70 20,120 2,868 2,965 1,20 28,707 473,837 2,646 28,707 28,43,886 24,386 4,034 2,966 2,966 2,966 2,966											
463, 990 50, 937 9, 937 44, 378 565 466, 769 20, 120 102, 410 56 7, 311, 623 13, 598, 561 50, 898 179, 317 286, 131 321, 065 549, 298 3, 091, 363 74, 416 39, 674 8, 731 59, 254 3, 091, 363 11, 086 2, 965 1, 290 3, 605 1, 19, 367 1, 1086 2, 965 1, 30 705, 561 1, 713, 057 1, 1063 2, 965 1, 30 705, 561 1, 119, 515 1, 119, 515 1, 30 705, 561 2, 11, 10, 515 1, 119, 516 1, 30 705, 561 2, 11, 10, 515 1, 119, 516 1, 30 705, 561 2, 120 20, 808 80, 277, 233, 794 132, 646 28, 707 640, 046 13, 598, 561 50, 898 10, 442, 279, 389 244, 866 903, 591 7, 110, 285 10, 285 11, 875, 647 76, 199 7354, 293	収入				50, 898				548, 733		
466, 769 20, 120 102, 410 7, 311, 623 13, 598, 561 50, 898 179, 317 286, 131 321, 065 549, 298 6 3, 091, 363 74, 416 39, 674 8, 731 59, 554 6 <td< td=""><td>,</td><td></td><td>463, 990</td><td></td><td></td><td>50, 937</td><td>9,</td><td>44, 378</td><td></td><td>62,802</td><td>8,822</td></td<>	,		463, 990			50, 937	9,	44, 378		62,802	8,822
466, 769 466, 769 7, 311, 623 13, 598, 561 50, 898 179, 317 286, 131 321, 065 549, 298 649, 298 649, 298 649, 298 649, 298 649, 298 649, 296 3, 605 649, 298 649, 298 649, 298 649, 296 3, 605 1, 290 3, 605 3, 605 3, 605 1, 290 3, 605 1, 290 3, 605 1, 290 3, 605 1, 290 3, 605 1, 290 3, 605 1, 290 3, 605 1, 290 3, 605 1, 130		他経理から繰入				20, 120		102, 410			
7, 311, 623 13, 598, 561 50, 898 179, 317 286, 131 321, 065 549, 298 649, 298 649, 298 649, 298 649, 298 649, 298 649, 298 649, 298 649, 298 640, 296 1, 290 3, 605 3, 605 3, 605 3, 605 3, 605 1, 290 3, 605 3, 605 3, 605 1, 290 3, 605 3, 605 1, 290 3, 605 1, 105 <		前年度支払準備金	466, 769								
3, 091, 363 13, 598, 561 50, 898 179, 317 286, 131 321, 065 549, 298 63, 694 8, 731 59, 254 8, 731 59, 254 8, 731 59, 254 8, 731 59, 254 8, 731 59, 254 8, 731 59, 254 8, 731 59, 254 8, 731 59, 254 8, 731 59, 254 8, 731 59, 254 8, 735 8, 605 1, 300 3, 605 1, 302 3, 605 1, 302 1, 3		前年度繰越長期給付積立金									
3,091,363 74,416 39,674 8,731 59,254 11,086 2,956 1,290 3,605 11,086 2,956 1,290 3,605 4,725 4,725 24,387 1,13,057 1,663 2,965 71,787 4,054 1,119,515 1,130 705,561 1 1,119,515 1,119,515 1,119,515 1,119,515 20,120 20,120 1,123,646 28,707 640,046 13,598,561 50,898 80,277,233,794 132,646 28,707 473,837 20,120 20,130 20,130 20,130 20,130 20,130 7,411,908 13,598,561 50,898 167,442 279,389 244,866 903,591 6 7,100,285 0 0 11,875 6,742 76,190 76,190 354,293 7		11111111	7, 311, 623	13, 598, 561	50,898	179,	286, 131	321,065		62,802	16,997
74,416 39, 674 8,731 59,254 11,086 2,956 1,290 3,605 4,725 24,387 4,054 77,954 1,663 2,965 71,787 4,054 1,119,515 1,163 2,965 71,787 4,054 1,119,515 1,190 70 70 70 275,980 1,190 1,190 1,190 1,190 1,190 1,190 473,837 1,119,815 1,190 <		給付	3, 091, 363								
11, 086 2, 956 1, 290 3, 605 4, 725 4, 725 24, 387 4, 054 1, 119, 515 1, 663 2, 965 71, 787 4, 054 1, 119, 515 1, 663 2, 965 71, 787 4, 054 1, 119, 515 1, 18, 515 1, 18, 515 1, 18, 515 1, 119, 515 1, 18, 515 1, 18, 515 1, 18, 515 275, 980 275, 980 10, 277, 233, 794 132, 646 28, 707 473, 837 1, 50, 898 167, 442, 279, 389 244, 866 903, 591 7, 411, 908 13, 598, 561 50, 898 167, 442, 279, 389 244, 866 903, 591 7, 411, 908 13, 598, 561 50, 898 167, 442, 279, 389 244, 866 903, 591		役職員給与				74, 416			59, 254	6, 196	
20, 120 24, 387 1, 119, 515 1, 663 2, 965 71, 787 4, 054 1, 713, 057 1, 130 705, 561 1, 119, 515 1, 130 705, 561 275, 980 1, 120, 512 102, 410 640, 046 13, 598, 561 50, 898 80, 277, 233, 794 132, 646 28, 707 473, 837 100, 285 10, 11, 875 6, 742, 779, 389 244, 866 903, 591 7, 411, 908 13, 598, 561 50, 898 167, 442, 279, 389 244, 866 903, 591		旅費・事務費				11,086	2,	1, 290	3,605	1, 917	676
77, 954 1, 663 2, 965 71, 787 4, 054 1, 713, 057 1, 119, 515 1, 300 705, 561 1, 119, 515 1, 119, 515 1, 119, 515 1, 119, 515 275, 980 80, 277 233, 794 132, 646 28, 707 473, 837 13, 598, 561 50, 898 167, 442, 279, 389 244, 866 903, 591 7, 411, 908 13, 598, 561 50, 898 167, 442, 279, 389 244, 866 903, 591		商品仕入						4,725			7, 481
77, 954 1, 663 2, 965 71, 787 4, 054 1, 713, 057 1, 119, 515 705, 561 1, 119, 515 1, 119, 515 1, 119, 515 20, 120 1, 120, 838 1, 120, 646 640, 046 13, 598, 561 50, 898 167, 442 7, 411, 908 13, 598, 561 50, 898 167, 442 279, 389 7, 411, 908 13, 598, 561 50, 898 167, 442 279, 389 244, 866 903, 591		飲食材料費						24, 387			
77, 954 1, 300 705, 561 1, 713, 057 20, 120 1, 300 705, 561 20, 120 20, 120 102, 410 640, 046 13, 598, 561 50, 898 80, 277 233, 794 132, 646 28, 707 7, 411, 908 13, 598, 561 50, 898 167, 442 279, 389 244, 866 903, 591 7, 411, 908 13, 598, 561 50, 898 167, 442 279, 389 244, 866 903, 591		委託費・委託管理費				1,663	2,		4,054	20	258
77,954 (1,113,057) (1,113,057) (1,119,515)		支払利息						1,300	705, 561	50,882	1, 160
1,713,067 640,046 13,598,561 10,2410 1,119,515 10,898 102,410 36 102,410 20,120 28,561 28,277 473,837 13,598,561 50,898 167,442 7,411,908 13,598,561 50,898 167,442 7,411,908 13,598,561 50,898 167,442 7,411,908 13,598,561 50,898 167,442 7,411,908 13,598,561 50,898 167,442 7,411,908 13,598,561 50,898 167,442 7,411,908 13,598,561 50,898 167,442 7,411,908 13,598,561 640,408 167,442		連合会払込金	77, 954							3, 291	
1, 119, 515 0 36 275, 980 20, 120 640, 046 13, 598, 561 473, 837 7, 411, 908 13, 598, 561 50, 898 167, 442 279, 389 244, 866 903, 591			1, 713, 057								
275, 980 20, 120 640, 046 13, 598, 561 7, 411, 908 13, 598, 561 50, 898 167, 442 279, 389 7, 411, 908 13, 598, 561 60, 00, 00, 00, 00, 00, 00, 00, 00, 00,	支出		1, 119, 515								
36 36 275, 980 102, 410 20, 120 102, 410 640, 046 13, 598, 561 50, 898 80, 277 233, 794 132, 646 28, 707 473, 837 13, 598, 561 50, 898 167, 442 279, 389 244, 866 903, 591 7, 411, 908 13, 598, 561 50, 898 167, 442 279, 389 244, 866 903, 591	Ŧ	~ ` `	0								
275, 980 102, 410 20, 120 102, 410 640, 046 13, 598, 561 50, 898 80, 277 233, 794 132, 646 28, 707 473, 837 20, 898 167, 442 279, 389 244, 866 903, 591 7, 411, 908 13, 598, 561 50, 898 167, 442 279, 389 244, 866 903, 591		老人保健拠出金	98								
20, 120 640, 046 13, 598, 561 640, 646 13, 598, 561 7, 411, 908 13, 598, 561 7, 411, 908 13, 598, 561 7, 410, 285 7, 410, 410, 410, 410, 410, 410, 410, 410		退職者給付拠出金	275, 980								
20, 120 102, 410 640, 046 13, 598, 561 50, 898 80, 277 233, 794 132, 646 28, 707 473, 837 273, 837 273, 837 273, 837 273, 837 274, 866 903, 591 7, 411, 908 13, 598, 561 50, 898 167, 442 279, 389 244, 866 903, 591 A100, 285 0 0 0 11, 875 6, 742 76, 199 354, 293		基礎年金拠出金負担金									
640, 046 13, 598, 561 50, 898 80, 277 233, 794 132, 646 28, 707 473, 837 13, 598, 561 50, 898 167, 442 279, 389 244, 866 903, 591 7, 411, 908 13, 598, 561 50, 898 167, 442 279, 389 244, 866 903, 591		他経理今繰入	20, 120						102, 410		
473, 837 67, 411, 908 13, 598, 561 50, 898 167, 442 279, 389 244, 866 903, 591 7, 411, 908 13, 598, 561 50, 898 167, 442 279, 389 244, 866 903, 591		その他の支出	640, 046	13, 598, 561	50,898		233, 794	132, 646	28, 707	7,665	7,925
7, 411, 908 13, 598, 561 50, 898 167, 442 279, 389 244, 866 903, 591		次年度支払準備金	473,837								
7, 411, 908 13, 598, 561 50, 898 167, 442 279, 389 244, 866 903, 591		次年度繰越長期給付積立金									
△100.285		11111111	7, 411, 908	13, 598, 561	50,898	167, 442	279, 389	244, 866	903, 591	69, 971	17, 500
11,01,200	一类	差引当期が	$\triangle 100,285$	0	0	11,875	6,742		\triangle 354, 293	\triangle 7, 169	\triangle 503

貸借対照表の要旨

(ı
<u></u>	流動資産	380, 225	764, 421	65, 932	65, 932 344, 719 348, 111	348, 111	200, 545	200, 545 15, 077, 616		, 592	248, 592 202, 084	7,
剣 珪	固定資産			1,904,000	1,247	1,985	1, 173, 153	1, 985 1, 173, 153 44, 710, 629 2, 044, 590	29 2, 044	, 590		
Ą	繰延資産					1, 295		2, 322	22			
	資産合計	380, 225	764, 421	1, 969, 932 345, 966 351, 391 1, 373, 698 59, 790, 567 2, 293, 182 202, 085	345, 966	351, 391	1, 373, 698	59, 790, 56	57 2, 293	, 182	202, 08	ις.
1	流動負債	12,923	764, 421		10,054	24,770	16, 654	16, 654 55, 792, 837	37	165	1, 326	99
負債	固定負債	473,837		1, 969, 932 155, 647	155, 647	41, 139	156, 100		60, 283 2, 061, 302	, 302	149, 757	2.5
<u> </u>	負債合計	486, 760	764, 421	1,969,932 165,701	165, 701	62, 909	172, 754	172, 754 55, 853, 120 2, 061, 467	20 2, 061	, 467	151,083	33
	資本剰余金				647		150,000					
資	積立金											
*	利益剰余金又は欠損金	\triangle 106, 535			179, 618	285, 482	79, 618 285, 482 1, 050, 944	3, 937, 447		231, 715	51,002	22
	資本合計	$\triangle 106,535$	0	0	180, 265	285, 482	180, 265 285, 482 1, 200, 944	3, 937, 447		231, 715	51,002	2
	負債・資本合計	380, 225	764, 421	764, 421 1, 969, 932 345, 966 351, 391 1, 373, 698 59, 790, 567 2, 293, 182 202, 085	345, 966	351, 391	1, 373, 698	59, 790, 56	57 2, 293	, 182	202, 08	32